

ネットワーク社労士

平成 18 年 8 月 1 日発行
埼玉県社会保険労務士会熊谷支部研修部



雑 感

Vol.9

支部長 新井 重雄

昨夜、サッカー J 1 大宮ー京都戦を観てきました。熊谷スポーツ文化公園において、散歩のついでに観戦してきたものです。

スタンドは約 7 割の入りですが、不思議なことに満員より爽やかでした。チョッピリ興奮もしました。身近に、このような環境があり幸せを感じた次第です。

さて、特定社会保険労務士制度が来年スタートします。個別労働関係紛争解決の手続き代理業務ができることになりましたね。職域拡大となったわけです。

ことしは、その研修・試験が最大の関心事かと思います。また、それなりに対応を迫られているところでもあります。

やりたくてもできなかった業務が、手を出せばできるようになったわけです。

この新しく生まれる環境に幸せを、そして政治連盟の労に感謝しなければならないのではないかと考えているところがございます。

それから、社会保険未適事業所の適用巡回説明ですが、いままでの随意契約から一般競争入札に移行されていくようでございます。

ご存じのとおり、今般熊谷・秩父を除く県下社会保険事務所管轄において入札が実施されました。残念ながら社会保険労務士会で落とすことができませんでした。

巡回説明は直接には社労士業務ではありませんが、周辺業務に位置づけられます。本来業務と密接に関連があり、我々がおこなうのがあるべき姿でしょう。またそう努力をしなければならぬと思っております。

電子申請も一部包括委任状形式になりました。一步前進ですね。

今年度も総会でご承認いただいた計画に基づき事業を遂行してまいりたいと思います。秋にかけて、研修旅行や制度推進事業等々たくさん予定されております。

ご協力、ご参加をお願い申し上げますとともに、関係諸官庁ならびに友好団体皆様の、ご指導ご支援をお願い申し上げます。

< 1 8 . 7 . 3 0 記 >

行政からのごあいさつ



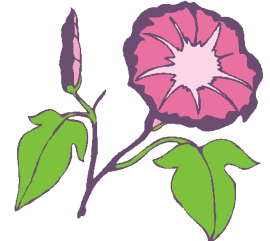
熊谷労働基準監督署長

大芦 誠

本年4月1日付けをもって着任いたしました大芦と申します。埼玉県社会保険労務士会熊谷支部の会員の皆様には、日ごろから当署の労働基準行政の推進にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。また、本年度の労働保険年度更新業務につきまして、皆様方の多大のご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

本年度、熊谷労働基準監督署は、次の2つの重点対策に基づき労働基準行政を推進してまいりますので、これまでと同様にご協力いただきますようお願いいたします。

- 1 労働者を取り巻く環境が変化する中での労働条件の確保・改善
- 2 健康で安心して働ける環境の整備



社会保険労務士皆様との連携を

熊谷公共職業安定所長 横田 義

埼玉県社会保険労務士会熊谷支部会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、職業安定行政の業務運営につきましては、日頃から格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、私こと、この4月1日付け人事異動により、浦和公共職業安定所長から小久保所長の後任として着任いたしました横田でございます。

微力ではございますが、会員皆様のお力添えを賜りまして、地域に密着した需給調整機関として充実を図ってまいり所存でございますので、前任者同様宜しくお祝い申し上げます。

最近の雇用失業情勢は、企業の収益は改善・設備投資は増加・個人投資は緩やかに増加するなど、厳しさは残るものの景気は回復し、有効求人倍率は1倍台で推移し、完全失業率も4. %前半までに低下したところでございます。

当所といたしまして、下記による地域に密着した積極的な就職支援による雇用の安定を図ることを重点雇用対策として取り組んでいるところでございます。

1. 雇用のミスマッチの縮小を図ることが重要であることから、求職者ニーズを的確に把握、求人条件の明確性の確保及び年齢緩和指導等によるマッチングの強化を図る。

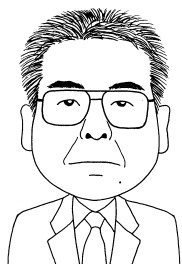
(次ページへ)

(前ページより)

2. 雇用保険受給資格者の早期再就職のため、職業相談、職業紹介の充実強化を図る。
3. 若年者に対する試行就業(トライアル雇用)を活用した常用雇用の促進を図る。
4. 障害者の就業ニーズが高まる中で試行就業(トライアル雇用)を活用した就業を図る。
5. 高齢者の再就職及び65歳までの雇用継続の推進を図る。
6. 雇用保険制度の適正な運営を図る。

等、今後におきましても、重点施策を中心とした雇用対策事業を効果的に推進し、ハローワークサービスの向上に努めてまいります。諸施策の実施に当たっては、事業主の方々の理解が不可欠であることから、中小事業の経営管理の指導的立場にある社会保険労務士の方々の、これまで以上のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、埼玉県社会保険労務士会熊谷支部のますますのご発展と会員皆様のご健勝をご祈念申し上げ、着任のあいさつとさせていただきます。



熊谷公共職業安定所本庄出張所長

吉田 学

4月の人事異動により、埼玉労働局職業安定部職業対策課高齢者対策担当官から熊谷公共職業安定所本庄出張所長として赴任いたしました吉田でございます。

前任者同様、ご指導くださいますようお願い申し上げます。

埼玉県社会保険労務士会熊谷支部会員の皆様には、日頃からハローワークの業務の推進につきまして、格別なご理解とご協力を賜り、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

ハローワークでは、引き続き雇用対策に万全を期すとともに、すべての労働者が安心して働くことができるよう、また、利用者の期待に応えていくことが私共の責務であると認識しております。

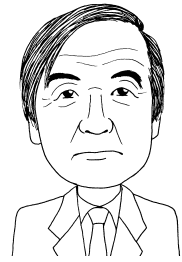
今年度の求人の見込みですが、現在の景気の回復基調、また、いよいよ来年に迫った、2007年から2009年にかけて、700万人といわれる、いわゆる団塊の世代の大量退職者を見据えた企業の退職者補充対策等から、求人の大幅な増加が見込まれております。

中小企業の良きパートナーとして、経営労務管理の指導的立場にある社会保険労務士の方々の手腕の発揮とご支援をよろしくお願い申し上げます。

最後に、埼玉県社会保険労務士会熊谷支部のますますのご発展と会員皆様のご健勝をご祈念申し上げます、就任のあいさつとさせていただきます。



初めての算定基礎受付 森田 晃夫



私にとって算定基礎の受付は実務的に特に疎く、不安で一杯。熊谷社保事務所からの要領書のみでは、受付方法の具体的なイメージが分からず、木村先生の状況報告のメールを見て、FDの受付が主な仕事らしいことが分かる。しかしFDによる届けは見たことも無く、不安は頂点に。初めての労働保険受付時の反省から、事前情報は出来るだけ入手しよう、と考えていたので、早速瀬谷事業部長に、FD届出の各種用紙の入手及び受付時の注意事項等をご教授いただく様依頼。同夜10時FAXで回答をいただき、何とかかなりそうな感じを得たがまだ不安。不安解消にリハーサルのため、私の担当日の前日、会場に行く。当日担当の寺山先生のもと、FDの受付及び未記入の方の対応も学ばせて頂く。これでやることはやった。いざ当日！前日とは異なり出足悪く、数人の受付をただけで無事終了。この間、指示判断の判らない事項は担当課長に問い合わせ、また近くの調査官に確認をとったり、会場の雰囲気を感じることが出来、大変良い経験になりました。瀬谷先生、寺山先生には大変お世話になり、この場を借りまして御礼申し上げます。

* * * 紹介コーナー * * *

N.K.K.一座（年金熊谷研究会）はその前身は年金勉強会で、日頃の激務も一息付く毎月第4土曜日の昼下がり？に、L.フォルテ（深谷市）にて、晴れの舞台に上がるため血の滲むような稽古（研鑽）を積んでおります。

『年金』と名の付くものは手当り次第に舞台での研究課題にし、国民年金・厚生年金に留まらず、退職年金制度(確定給付年金、確定拠出年金)はたまた労災補償年金と、幅広く貪欲に取り組んでいます。

稽古（研究会）は毎回、担当会員による事例発表(実務体験談)、テーマ発表(課題研究)の2本立てで実施しています。

年1回は必ず発表しなければならないという、たいへん楽しいノルマ（一座の掟）がありまして、鍛錬の励みになります。

また、本庄市役所年金相談や、熊谷支部恒例の新年会発表など対外的な舞台も気を抜かず行っておりまして、その活躍の舞台を増々多岐に広げております。

特に今年の支部新年会で行った初舞台の『模擬社会保険審査会』は頗る好評に付き、秋口の県会研修会で、第2回舞台公演の機会を頂戴致しました。

出演する会員（一座？）の皆さんの役者ぶりも回を重ねるごとに板につき、面白い舞台ができるのではないかと内心期待しております。

是非皆さん、第2回公演へご来場くださいませ。

入場料は無料ですが、お捻りはお断りしません。

N.K.K 一座のP.R.

野口 高利



行事を終えて!!

特別研修を終えて

飯塚 盛康



1. 中央研修（1日目～5日目）

とにかく人数が多かったです。今回は201名（出席は199名）が受講するので机も3人がけでした。午前も午後も3時間の講義の間の休憩はありませんから、真ん中の席に当たったらトイレは行けないと覚悟してください。また、1番後ろの席はビデオ画面の字は読めませんでした。講義内容は濃いですが、睡魔との闘いです。頑張ってください。（今回の試験では中央研修の内容は出題されませんでした・・・）

2. グループ研修（6日目～8日目）

グループの構成は10人程度です。与えられた事例について、あっせん申請書、答弁書をグループで討議し、最終日までにグループで各1通を提出します。その他に5つの事例と倫理について討議しますが、この結果は提出する必要はありません。試験のほとんどは、グループ研修で議論した中から出題されたので、いかに実のある討議ができるかが重要だと思います。

3. ゼミ（9日目～11日目）

このゼミの講師は弁護士さんです。最初の2日間であっせん申請書と答弁書及び5つの事例の解説が行われ、最終日の午前中が倫理の解説です。

歯切れの悪い解説をされる講師には、思わず「結論は何？」と思わず言いたくなりました。一方、受講する社労士の先生にも、もう少し勉強されてから質問して欲しい方や品位を持った質問をして欲しい方がいたことは、大変残念なことだと思いました。これでは「社労士に代理権を与えるのは時期尚早」と弁護士会から言われても仕方がないかなあと思いました。本格的に特定社労士の業務が始まるのは、平成19年4月からですが、真に社会的に認められるには、個々人の研鑽と連合会等の支援が必要ではないかと痛感しました。

最後に、これから受講される中で司法研修の第2ステージ修了者は中央研修の一部と個別研修が免除されますが、個別研修を受講した方が結果的には受験には有効かと思えます。（費用も5千円しか違いません）

労働保険の未提出で

目黒 みどり

今回、労働保険未提出は、本庄3件、児玉3件、深谷2件の計8件の事業所をお預かりした。万端スムーズに無事返却出来る様願いながら、帰路、早速深谷の2件から廻り始め期日迄に、一応報告する事が出来た。

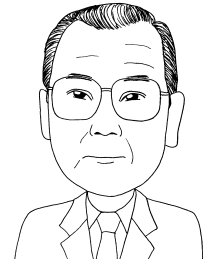
世間には、本当に様々な業種と事業形態、事業の内容と事情があるものである。お預かりした事業所で申告書の提出、事業を廃止していれば廃止届けを提出し届けが完了できれば問題ないのであるが、事業は継続していても事業主と連絡が付かないとか色々な理由で、完了に至らない場合は、スッキリしない。

今年お預かりした中でこのような件が2件あり、その時点では対処した心算なのだが、残るものがあり、時々思いを巡らしたり考えてみたりした。

来年は、どのような事業所と巡り合うか分からないが、今後も誠実に取り組みたいと思っている。



他支部を知ろう！



「川口支部活動について」

川口支部支部長 春原 貞雄

熊谷支部会員の皆様には益々御清栄の事とお喜び申し上げます。

この度は、貴支部広報誌「ネットワーク社労士第9号」に川口支部の活動について寄稿させて頂く事となりました事を感謝いたします。

川口支部は、18年8月1日現在、会員数119名(開業社労士84名、勤務等35名)で埼玉会の中で熊谷支部と会員数においては、ほぼ同じ様な会員数の支部として位置付けられています。

支部活動については、就任した際に、事業活動の見直しとして、支部例会の在り方について検討し、会員の皆様が貴重な時間を割いて支部例会に如何に参加して戴けるかを考え支部例会の前に「ミニ研修会」の開催を取り入れ会員相互の一層の研鑽とコミュニケーションを図り一人でも多くの会員の方が支部例会(基本的に毎月開催)に積極的に参加し情報を持ち帰ってくれる事を考え開催しています。「ミニ研修会」は、3行政に毎年1回御願ひし研修会を通じ行政と会員の皆様とのコミュニケーションをとることにしました。その他、会員を講師に迎え年金相談事例、個別労働紛争解決等その他外部の方を講師に迎えての研修をしてきました。その他研修会として、「労務年金相談担当者会」があり毎月第2水曜日の夜間に定例の研修会を開催し、地域社会への貢献として川口市役所は月2回の労務年金相談を行い、鳩ヶ谷市役所には、支部より1名を相談員として派遣をし両市の地域に定着し無くてはならない事業として活躍しています。

例会においては、理事会報告等は、書面に作成し会員に報告することで無駄な時間を省き時間の有効活用に努めています。

他支部との交流についても積極的に交流を図り、研修会については浦和支部とはお互いの研修会に参加し合いながら研鑽しているところです。またスポーツにおいても熊谷支部、浦和支部と、ソフトボール、ゴルフとスポーツを通じ他支部の会員さんとの緊密な関係を築かせて頂いているところです。

川口支部は、各担当部長をはじめとし、会員一人ひとりが埼玉会の諸行事並びに行政協力についても活発に連携を取り支部を盛り上げて行事に参加しています。厚生関係では、ソフトボール部を始めボーリング愛好会を立ち上げ定例で練習を開催しながら会員の連携を密に取り頑張っているところです。これからも尚一層会員同士がまとまった支部として明るく楽しい支部活動を目指して行きたいと考えています。これからも宜しくお付き合いを御願ひし川口支部活動の紹介とさせていただきます。



気になる判例紹介

橋本 正行



遺族厚生年金不支給処分取消請求事件（平成 15 年（行ウ）第 326 号 H16.7.23 東京地裁）

遺族年金の受給要件のひとつである 850 万円要件については、皆さんよくご存知のことと思います。このことをめぐっての裁判では原告が勝った判例があります（H14.11. 5 東京地裁 平成 12 年（行ウ）第 199 号 遺族厚生年金不支給処分取消請求）。新聞報道もされましたが、この判例は原告が勝ったとは言っても、報酬の労働の対価性を認めなかったものでちょっとニュアンスの違うものであります。今回紹介するのは、原告敗訴ですが、850 万円要件を真っ向から争ったもので、審査請求、再審査請求の段階では栃木会の会員がかかわったものです。紙面の都合上論点だけを以下のようにまとめてみました。

この中の 3 番の論点ですが、一番合理的な解決方法のように思えますが、裁判所は「法の予期しない独自の见解」と一蹴しています。実際に在職老齢年金は収入に応じて給付額を調整していますし、また来年 4 月からは 30 歳未満の子のない妻の遺族厚生年金は 5 年間の有期年金になります。一方でこういう現実的な施策がとられているのになぜやれないのか。誠に理解し難いところであります。

	原告側の主張	被告側の抗弁	判断
1	厚年法施行令 3 条の 10 に定める収入要件の不当性 昭和 61 年に突然の政令の規定によって、収入要件が定められた。それまでの厚生年金制度への信頼を裏切る不当な制度変更である。	「生計同一要件」のみで足りるとしてきたが、法解釈上適当でなかった。 収入水準は平成 3 年度の厚年の標準報酬月額の上位 10% に当たる者の年収（803 万円）を基礎に定められた。	合理性があるということが出来る。 収入の水準も標準的な収入に比べて相当に高額であり不合理な点は認められない。
2	前年の収入額如何によって 100% 受給できるか否かが決まってしまう。 遺族の生活を保障しようとする年金制度としては不当な結果になってしまう。	法の趣旨は死亡の際の所得保障、生計維持該当性は死亡当時の具体的事実関係に基づいて判断されるべき。 死亡後に発生した事情を加味して、事後的に判断するべきではない。	法は遺族厚生年金の受給対象者を、被保険者等の死亡の当時その者よって生計を維持した者と定めている。 支給要件の認定にあたっては、被保険者等の死亡後時点において存した事情、及びその当時客観的に予測し得た事情をもとに判断することを要する。
3	収入額に応じて受給権の一定割合を認めるべき	厚生年金法の全く予定しない支給形態	厚生年金法の予定しない独自の见解
4	「近い将来」を「おおむね 5 年以内」と限定する根拠はない。	将来的な予見をある程度確実に実行し得る期間	判断の対象は死亡当時の状況死亡時に比較的近接した時期に限って斟酌していることが不合理であるとは認め難い。
5	認定基準の但し書「社会通念上妥当性を欠く」に該当する	これは、ピンハネ等の行為が介在したときなどのことで、本件には該当しない。	

私のリラックス方法

今回は、なかなか普段では話を聞くことが出来ない会員の先生のリラックス方法を教えていただきました。

座禅止観 日向 裕道



最近ゴルフを始めて痛感することがある。周りの一言に左右され、力んでしまい本来のスイングができないのだ。仕事上でも相手の顔色を窺って素直な自分というものを出せないときもある。足りないものは何か、平常心か。

そんな折、縁あって座禅止観する機会があった。天台宗では、座禅とは言わず座禅止観という。日頃見えないでいる「心の中」の動きを「止めて観る」という意味で止観という。場所は、神川町の大光普照寺、初参りでも賑う天台宗の由緒ある寺院である。開始は、早朝6時、薄暗い本堂にて副住職より止観の説明をしてもらい即実践となった。座布と呼ばれる黒くて丸い座布団に足を組む、ゆったりと座るので初心者でも可能だ。目は半眼にし、ゆっくり鼻から口へ息の出し入れを1から10まで数え上げる。これを何度も何度も繰り返す。当初はこの動作に集中して余裕などない。頭の中は数え上げる数字とそれに無心に取り組む自分しか見えてこない。そのうち、参加している周りの様子や小鳥の囀りなどに意識が向かう。少しは慣れてきたのだろうか。がしかし、いつまでたっても自分の心の中は観えてはこない。見よう見ようとして観えるものでもあるまい。しかも30分足らずでは無理もない、そう自分に言い聞かせた。静寂の中に何かを求めようと働いてしまう意識、自意識、自我だろうか、結局無にはなれなかった。心の中をのぞき観ることなど出来なかった。そもそも自分の心がどこにあるのかわからない、物事のありようによって一瞬一瞬浮かんで消えてしまうものなのだろうから。とらわれのない心、すなおな心になれとはよく聞く言葉だ、その心がどこにあるのか探さきれない。結局、平常心探求は失敗に終わったが、日々の生活の中で自分の身の処し方を正して行くより方法はなさそうだ。ゴルフのスコアがよくなるにはまだまだ道は険しい。

新会員紹介

掲載事項①名前②抱負③趣味・生きがい
④その他どうしても言いたいこと



- ① 柳 克伸 ② 何事にも前向きに頑張って挑戦していきます。
③ 酒をたのしむこと。④ 開業に至るまで自分の中でうじうじ色んな言い訳を考えて逃げているばかりでした。心機一転もう自分に負けずに頑張っていきます。退職金、就業規則の改定など、まずは自分にできる（できそうな）ことから始めていこうと思います。ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

① 谷村 正子

② 折角勉強して取得した資格なので、今後とも仕事に生かして生きていきたいと思います。

③ のんびり散歩

④ 皆様、ご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。



- ① 沼上 千夏 ② 30歳のとき、3年かけてやっと取れた資格なので、将来に向かって30年間、自分の武器にできれば・・・と思っています♪。一生懸命頑張ります。
③ 年に一度の海外旅行
④ 今後ともご指導ご鞭撻の程、宜しく願い申し上げます。

